

## 地方に影響を与える立法の過程<sup>(1)</sup>

	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
法案作成段階	<p>○ 地方団体代表組織（ドイツ都市会議など）は、情報提供制度（連邦各省共通職務規定第41条、第44条の3、第47条の1および5など）に基づき、事前に法案についての情報を受けることになっている<sup>(12)</sup>。</p>	<p>○ 地方団体代表組織（AMF；フランス市町村長会など）は、地方に影響を与える法案については事前に情報を受けるのが通常。</p>	<p>○ 地方団体代表組織（SALAR：地方政府連合）は、議会の外に設置される「調査委員会」（kommitte）への参画を通じて、法案作成作業そのものに参画することができる<sup>(14)</sup>。</p> <p>○ 地方団体代表組織は、また「意見聴取（remiss：レミス）」の過程を通じて、（議会提出前の）法案について事前に情報を得られ、また、意見を申し出ることができる<sup>(14)</sup>。</p> <p>※なお、レミスについては、スウェーデンの憲法に相当する統治法第7章第2条にも規定されている<sup>(5)</sup>。</p>	<p>○ 緑書（Green paper）とは、政府の政策や構想を提案し協議するための文書のことであり、そこで問題点が明らかにされる。緑書を基に、協議が行なわれる<sup>(15)</sup>。</p> <p>○ その結果としてさらに新たな課題・方向性が決定され、一定の結論が得られたものは白書（White paper）としてまとめられる。白書は、草案や法案の基礎となり、さまざまな意見をフィードバックさせるための手段となる<sup>(15)</sup>。</p> <p>○ 地方自治体やLGA（地方政府協会）は、緑書に対する意見提出、中央政府との個別の接触による働きかけ、緑書に対するパブリックコメント等を行っている<sup>(16)</sup>。</p>	<p>○ 内閣提出法案については、地方六団体は、準備中に一定の情報を受けることになっている（新規義務付け施策に関する各大臣から地方六団体への情報提供制度；地方自治法263条の3第5項）。</p> <p>○ 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方の代表者が協議を行う（国と地方の協議の場に関する法律第一条）<sup>(18)</sup>。</p> <p>※国と地方の協議の場の終了後、議長は協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならない（国と地方の協議の場に関する法律第七条）。</p>
法案審議段階	<p>○ 地方団体代表組織は、自治体の利害に関わる法案については委員会における法案採決の前に意見表明の機会が与えられる（連邦議会議事規則第69条の5）<sup>(13)</sup>。</p>	<p>○ 地方団体代表組織の代表者が国会（委員会）で意見陳述を行うことがあるが、諮問的なものである。</p>	<p>○ 地方団体代表組織は、国会（委員会）で意見陳述を行うことがある。</p> <p>○ 調査委員会とレミスにより、法案提出の段階で内容に関する議論は大方なため、議会の委員会（Utskott）の役割は最終的な政治的妥協を見出すことにあるとされており、そのためそでの審議は原則として非公開とされている（本会議は公開）<sup>(5)</sup>。</p>	<p>○ LGAは、地方自治体が望む政策の方向性をとりまとめて政府に提言し、積極的なロビー活動を行っている<sup>(17)</sup>。</p> <p>○ 地方自治体やLGAは、国会の審議段階においてもロビー活動を行っている<sup>(16)</sup>。</p>	<p>○ 地方六団体から国会への意見提出制度（地方自治法263条の3第2項）。</p> <p>○ 地方六団体は、国会（委員会）で意見陳述を行うことがある。</p> <p>※協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない（国と地方の協議の場に関する法律第八条）。</p>